

事 務 連 絡

平成24年10月16日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

短期給付に係る標準処理期間について（通知）

日ごろは、当共済組合の業務について、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、当支部は、従来から共済業務（短期給付）の標準処理期間を定め業務を行っているところですが、この度、平成24年10月1日付けで一部を改正しました。

つきましては、各所属所において業務を円滑に行っていただくための参考として、「短期給付に係る標準処理期間」一覧を別添のとおりお送りします。

なお、下記の点について、ご留意願います。

記

- 1 標準処理期間とは、所属所において請求書等を受理した日から、交付又は支給までの処理に要する期間です。
- 2 標準処理期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を当支部あてに送付を行う期間は10日です。
- 3 標準処理期間には、次の期間は含まれません。
 - (1) 適正な申請を前提に定められたものであるため、形式上の不備の是正等を補正する期間
 - (2) 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間
- 4 年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に抛りがたい場合もあります。
- 5 別添の短期給付に係る標準処理期間は、当共済組合のホームページでも閲覧できます。

<http://www.kouritu.go.jp/kochi/> 公立学校共済組合高知支部

検索

【お問い合わせ先】

高知市丸の内1丁目7-52

公立学校共済組合高知支部

公立学校共済組合高知支部
短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	25日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	25日
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	25日
任意継続組合員資格の喪失	25日
資格喪失証明の発行	25日
上記証の記載事項の訂正	25日
上記証の亡失等による再交付	25日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を公立学校共済組合高知支部あてに送付を行う期間は、10日とする。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	25日
被扶養者の取消	25日
被扶養者証の記載事項の訂正	25日
被扶養者証の亡失等による再交付	25日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を公立学校共済組合高知支部あてに送付を行う期間は、10日とする。

3 医療給付・支給に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
移送費・家族移送費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
家族療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
高額療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
入院時食事療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
入院時生活療養費の支給	90日	原則、支給決定月の末日
入院附加金の支給	90日	原則、支給決定月の末日
船員組合員の療養の給付	90日	原則、支給決定月の末日
船員組合員の一部負担金の額等の返還	90日	原則、支給決定月の末日
一部負担金払戻金の支給	90日	原則、支給決定月の末日
家族療養費附加金の支給	90日	原則、支給決定月の末日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を公立学校共済組合高知支部あてに送付を行う期間は、10日とする。

(注) 上記期間は、レセプト等受理後の決定期間とする。

4 短期給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
出産費・家族出産費の支給	60日	原則、支給決定月の末日
埋葬料・家族埋葬料の支給	60日	原則、支給決定月の末日
傷病手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
出産手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
休業手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
育児休業手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
介護休業手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
弔意金・家族弔意金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
災害見舞金の給付	60日	原則、支給決定月の末日
結婚手当金の支給	60日	原則、支給決定月の末日
前納された任意継続掛金の還付	30日	決定から15日後

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を公立学校共済組合高知支部あてに送付を行う期間は、10日とする。

5 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	25日
特定疾病療養受療証の交付	25日
限度額適用認定証の交付	25日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	25日
上記証の記載事項の訂正	25日
上記証の亡失等による再交付	25日
支払未済の給付請求	60日
第三者の行為による損害の賠償請求	※
レセプトの開示請求	30日

※ 損害状況等により異なる。

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類を公立学校共済組合高知支部あてに送付を行う期間は、10日とする。

6 留意事項

- (1) 標準処理期間とは、所属所において請求書等を受理した日から、交付又は支給までの処理に要する期間である。
- (2) 標準処理期間には、次の期間は含まれない。
 - ① 適正な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
 - ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間
- (3) 年度末・年度始め等の繁忙期については、この標準処理期間に抛りがたい場合もある。